

預貯金と税務調査のポイント その③

～税務署はどうやって預貯金を調べるの？～

税務調査が行われやすい相続税申告とは？

相続財産の金額

当然、相続財産が多い申告は税務調査の対象となりやすいです。

(管轄の税務署によりますが、財産3億円超は注意)

相続財産に占める金融資産が多い

不動産・・・財産として隠しにくい

金融資産・・・財産として隠しやすい、贈与しやすい

→ **申告漏れが疑われる**

税務署が預貯金を調べる手法

- ① 税務署は職権で金融機関の資料開示が可能
- ② 調査可能な銀行口座は調査対象者のみ
(むやみやたらに資料開示はできない)
- ③ 調査対象者とは被相続人や相続人、その家族
- ④ 申告していない銀行口座も対象
(過去の確定申告のデータを基に資料あり)

税務署が金融機関で調べれること

- ① 通帳作成時の署名・印鑑
(誰の筆跡で誰の印鑑で作ったか)

- ② 定期預金、定期積金作成時の署名・印鑑

- ③ 預貯金の取引履歴
(7年～10年の調査対象者の取引履歴)

- ④ 貸金庫の利用履歴

預貯金の取引履歴で何が分かる？

①大きな預金の出金履歴

(車や貴金属等の財産に替わっていないか)

②相続人にお金が出ていないか (贈与の有無)

③生命保険をかけていないか

④他の金融機関にお金が出ていないか (JA, ゆうちょの利用は無い)

預貯金の取引履歴で何が分かる？

日付	預入	引出	摘要	内容	銀行名	口座番号
R3.12.27		35,000	A市	固定資産税	〇〇銀行/〇〇支店	*****
R3.12.27		1,800		国民共済	〇〇銀行/〇〇支店	*****
R3.12.27		71,684	△△農業協同組合	建更 NO〇〇	△△農業協同組合/△支店	****
R3.12.27		114,033	△△農業協同組合	建更 NO△△	△△農業協同組合/△支店	****
R4.1.31		206,000	B市	固定資産税	〇〇銀行/〇〇支店	*****
R4.2.8	4,043		B市	高額療養費	〇〇銀行/〇〇支店	*****
R4.2.15	61,529			国共年金	〇〇銀行/〇〇支店	*****
R4.2.15	332,423			厚生年金	△△農業協同組合/△支店	****
R4.2.15		11,000		貸金庫	〇〇銀行/〇〇支店	*****
R4.2.18		500,000			△△農業協同組合/△支店	****
R4.2.22		500,000			〇〇銀行/〇〇支店	*****
R4.3.4		500,000			〇〇銀行/〇〇支店	*****
R4.3.7		500,000			〇〇銀行/〇〇支店	*****
R4.3.7	5,009,375			定期預金満期	〇〇銀行/〇〇支店	*****
R4.3.8	19,091			高額療養費	〇〇銀行/〇〇支店	*****
R4.3.9		500,000			〇〇銀行/〇〇支店	*****
R4.3.10		500,000			〇〇銀行/〇〇支店	*****
R4.3.10		500,000			〇〇銀行/〇〇支店	*****
R4.3.11		500,000			〇〇銀行/〇〇支店	*****

END